

## 1 経緯

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行により、規制の特例措置と当該規制の特例措置の対象となる事業について、これまで個々の政令又は主務省令（告示を含む。）の異なる条でそれぞれ規定していたところ、各規制の特例措置を規定する条において、当該規制の特例措置の対象となる事業を他の事業と紛れのないように明記することで足りることとなったもの。

## 2 改正の内容

- 内閣府・国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する主務省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める命令（以下「共同命令」という。）
- 内閣府関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める件（以下「内閣府告示」という。）

について、下記のとおり改正を行う。

### 〈改正内容〉

- (1) 改正法の施行に伴い、共同命令及び内閣府告示について、規制の特例措置の対象となる事業について規定する第2条及び別表を削除し、規制の特例措置について規定する第1条において、当該規制の特例措置の対象となる事業を明記する。
- (2) 地域主権改革の一環として道路法等が一部改正され都道府県道及び市町村道に設ける案内標識及び警戒標識の寸法について条例で定めることが可能となったことで、当該標識について構造改革特別区域法に基づく規制の特例措置の対象とする必要性がなくなったことから、共同命令について、当該標識を規制の特例措置の対象から除く。

## 3 今後の予定

公布：12月中旬予定  
施行：公布の日

案内標識の例



方面及び方向

警戒標識の例



すべりやすい

※ 共同命令については、国土交通省において意見公募手続を実施した。内閣府告示については、法改正に伴う形式的な修正のため意見公募手続は要しない。

第1 取調べの録音・録画の試行の拡充

【本文1頁】

- 平成24年4月 裁判員裁判対象事件に係る試行を拡大
- 平成24年5月 新たに知的障害を有する被疑者に係る試行を開始

第2 裁判員裁判対象事件に係る試行

1 拡大後の試行の概要

【同3頁】

- 被疑者が自白している場合に限らず否認等をしている場合も含む
- 身柄拘束中の被疑者に係る弁解録取又は取調べのうち、送致の前後や捜査過程の段階を問わず、捜査上又は立証上相当と認められる場面を適切に選択し、必要と認める都度実施

2 拡大後の試行の実施状況（平成24年4月から同年9月までの6か月間）

(1) 実施件数

【同4頁】

1,241件、1,689回（被疑者1,151人）、実施率67.1%

(2) 罪種別件数

【同5頁】

強盗致傷438件（35.3%）、殺人308件（24.8%）、現住建造物等放火121件（9.8%）、強姦致傷92件（7.4%）、強制わいせつ致傷85件（6.8%）等

(3) 拒否事案

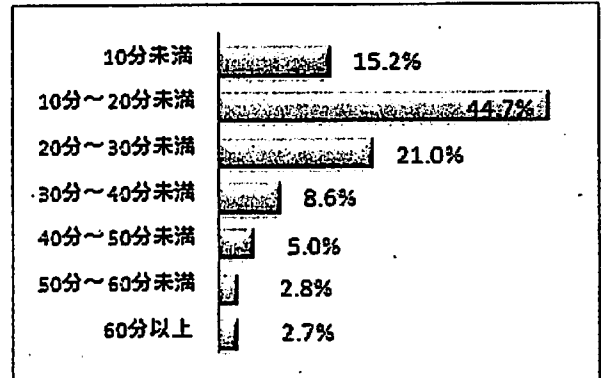
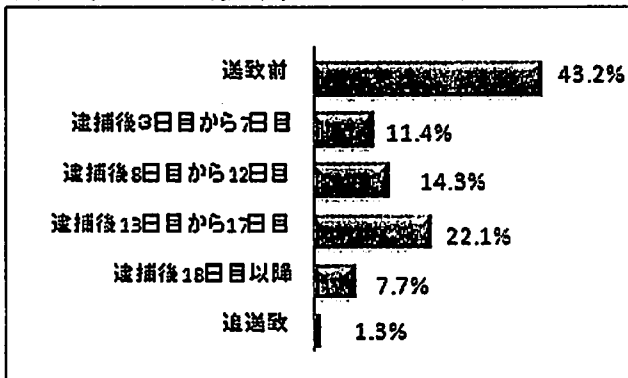
【同6頁】

92件（平成20年度1件、21年度7件、22年度7件、23年度39件）

※ 理由：弁護人による指導等（34.8%）、録音・録画の意義に対する疑念や警戒心（21.7%）

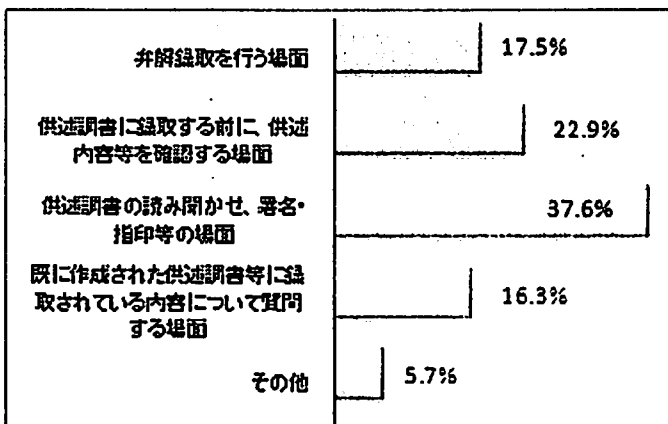
(4) 実施時期（平均6.9日目）【同7頁】

(5) 実施時間（平均21分）【同8頁】



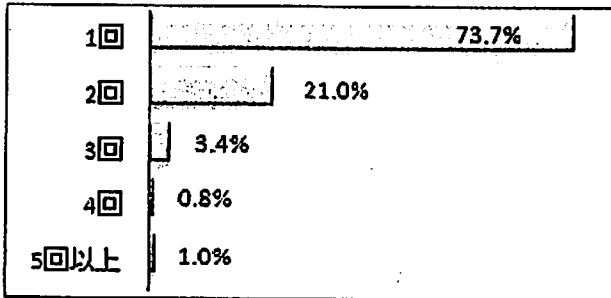
(6) 実施場面【同8頁】

(7) 自白・否認別の実施状況【同9頁】



供述状況	回数	割合
全部自白	1,098	65.0%
一部否認	521	30.8%
犯意	356	21.1%
行為	122	7.2%
共謀	20	1.2%
その他	23	1.4%
全部否認	61	3.6%
その他	9	0.5%

(8) 複数回実施状況 (平均1.3回) 【同9頁】



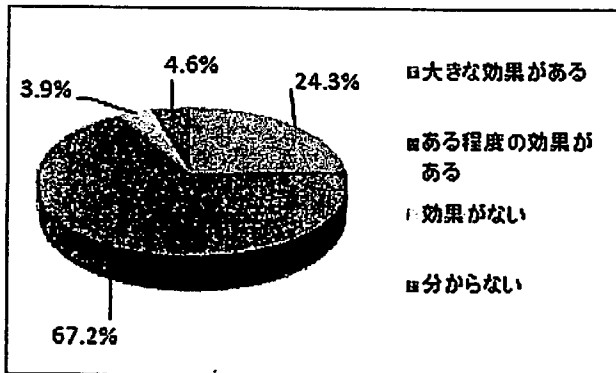
(9) 録音・録画したDVDの公判での利用状況【同10頁】

警察のDVDの証拠開示件数は、平成20年9月以降481件、平成24年4月以降では97件。公判において証拠調べがなされた件数は、平成20年9月以降6件、平成24年4月以降では1件。

3 拡大後の試行に従事した取調べ官 (1,116人) の意見

(1) 試行による録音・録画の有効性に関する評価

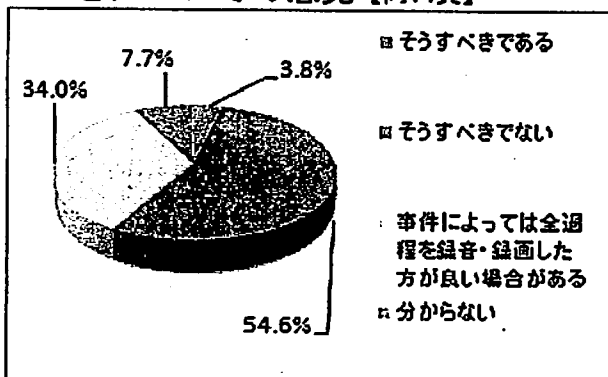
【同11頁】



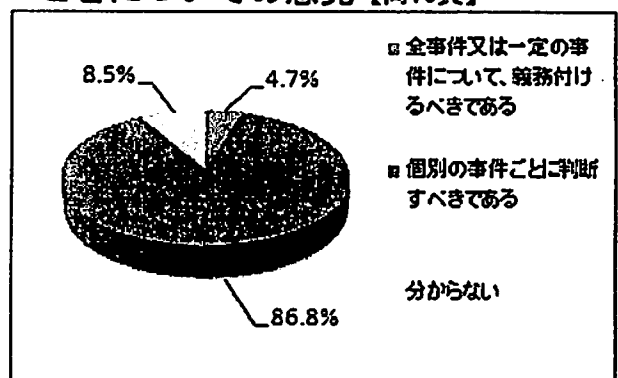
※「大きな又はある程度効果はある」理由は、「被疑者の供述の任意性、信用性の判断が容易になる」、「取調べが適正に行われたことが分かる」等。

※「効果がない」理由は、「一部の録音・録画であることから全体の状況が分からない」、「録音・録画していない供述の任意性、信用性等が争点となる」等。

(2) 取調べの全過程を録音・録画することについての意見【同14頁】



(3) 取調べの録音・録画を義務付けることについての意見【同16頁】



4 試行拡大後の実施状況の評価

【同20頁】

- 実施件数、実施率をみれば、試行の目的や趣旨を踏まえて、積極的に試行に取り組んでいるものの、実施内容(実施時間・実施場面等)からすると、供述の任意性等について、取調べ状況等の客観的な記録による的確な判断を可能とするための方策を検討するという観点からは必ずしも十分とはいえない。
- 裁判員裁判対象事件に係る試行による録音・録画は、取調べの機能を損なわない範囲内で、様々な場面や時期を適切に選定しながら広く実施するという方法であれば、供述の任意性、信用性等の的確な立証上効果的である。
- 罪種にかかわらず、事件の内容、被疑者の性格、属性や特性、証拠の収集状況等を考慮すると、録音・録画の実施が取調べによる真相解明に支障を及ぼす場合があることにも留意が必要である。

5 今後の方針

【同21頁】

取調べの録音・録画の在り方を検討する際の実証的資料を収集するため、数多くの試行を積み重ねる必要があることを踏まえ、一層積極的に試行に取り組む必要がある。合わせて、録音・録画機器の整備を促進することも必要である。

### 第3 知的障害を有する被疑者に係る試行

#### 1 試行の概要

【同23頁】

- 罪種にかかわらず、知的障害を有する被疑者であって、言語によるコミュニケーション能力に問題があり、又は取調べ官に対する迎合性や被暗示性が高いと認められる者に係る事件
- 身柄拘束中の被疑者に係る弁解録取又は取調べを対象として、知的障害の程度やコミュニケーション能力等の被疑者の特性、事案の内容、被疑者の精神的負担や供述に与える影響等を考慮した上で、可能な限り広く実施

#### 2 試行の実施状況（平成24年5月から同年9月までの5か月間）

【同23頁】

##### (1) 試行の実施状況

417件、688回

##### (2) 罪種別実施件数

【同24頁】

窃盗179件（42.9%）、傷害36件（8.6%）、建造物侵入28件（6.7%）、強制わいせつ27件（6.5%）、詐欺21件（5.0%）等

##### (3) 不実施件数及び拒否事案

【同25頁】

- 試行対象事件に該当すると判断したものの全く実施しなかった…46件
- 拒否事案…13件、18回（2回目以降の実施における拒否を含む）

##### (4) 知的障害を有すると判断した理由

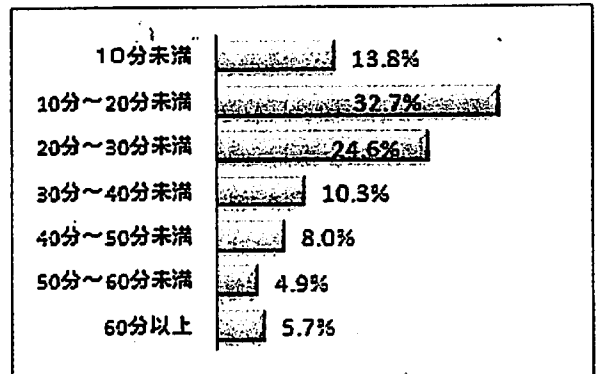
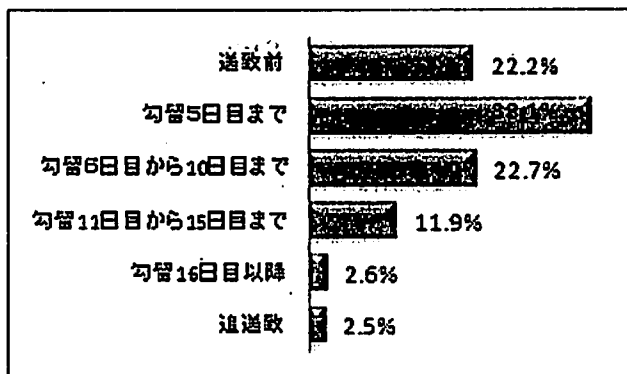
【同26頁】

知的障害に係る公的認定を有していたことを理由に知的障害の存在を認定した件数は、463件（不実施件数46件を含む）のうち395件（85.3%）。

##### (5) 実施時期

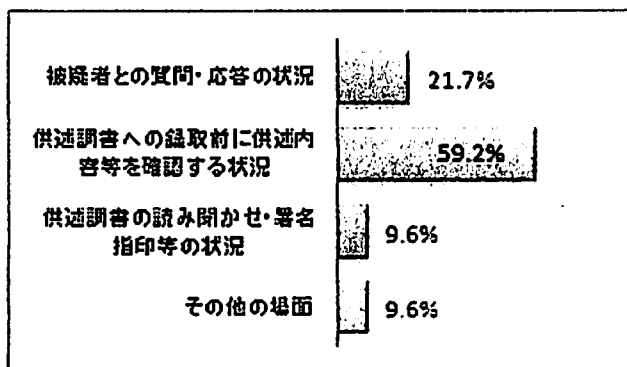
##### (6) 実施時間 ※平均27分

【同27頁】



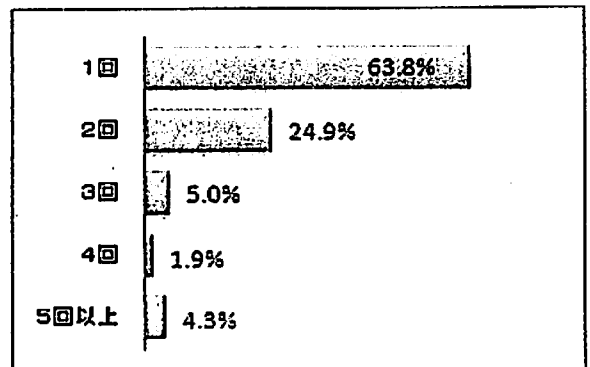
##### (7) 実施場面等

【同28頁】



##### (8) 複数回実施状況

【同28頁】



※ 全ての取調べの機会に録音・録画を実施した事件……17件

※ 平均1.6回

##### (9) 心理・福祉関係者による取調べの助言

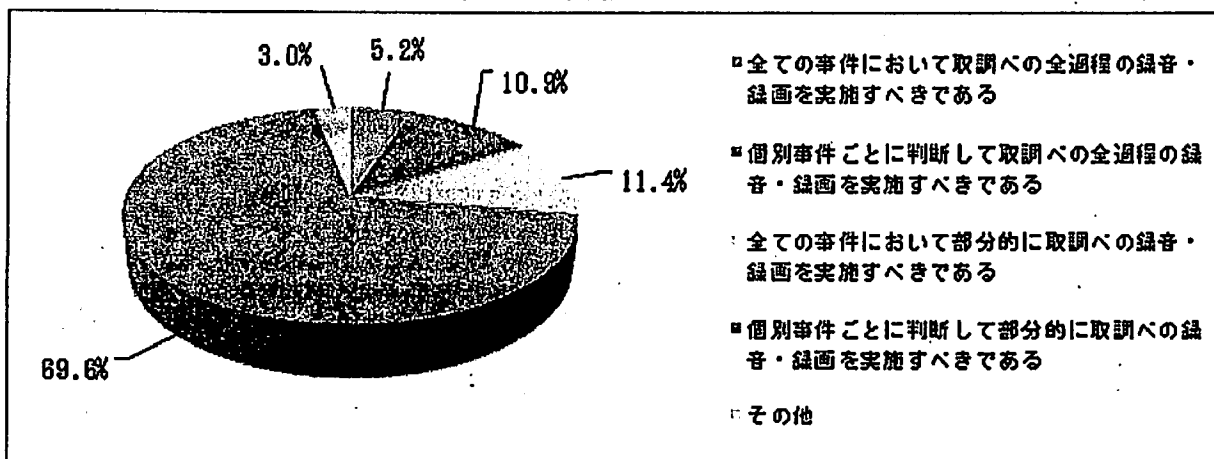
【同30頁】

29件（取調べの録音・録画に立会いを求めたものはなかった）

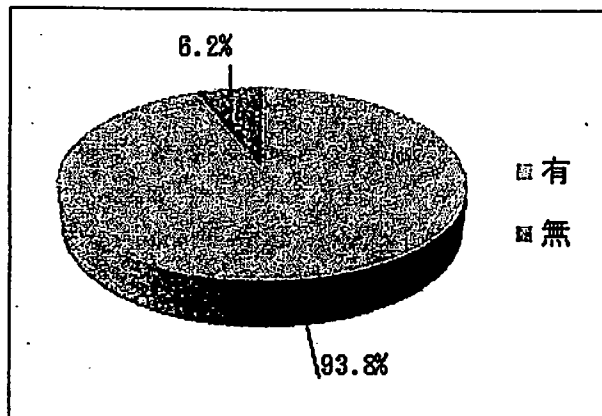
### 3 試行に従事した取調べ官（404人）の意見

#### (1) 試行による録音・録画に関する評価

【同30頁】

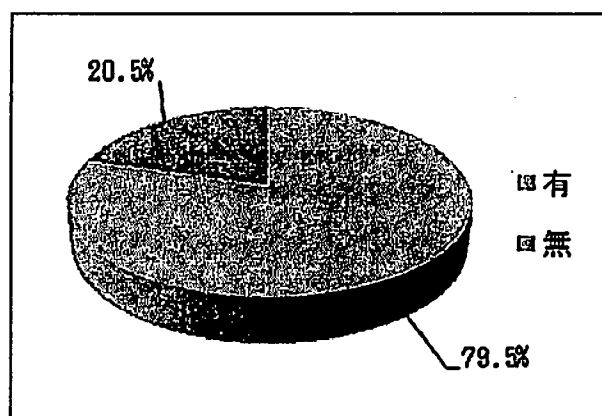


#### (2) 試行によるメリット【同32頁】



※ 理由は、「供述の任意性、信用性の判断が容易になる」、「取調べが適正に行われたことが分かる」

#### (3) 試行によるデメリット【同33頁】



※ 理由は、「取調べの機能に影響がある」、「警察の負担・コストが大きすぎる」

### 4 試行の実施状況の評価

【同36頁】

- 実施件数等をみれば、積極的に取り組んでいると評価できるが、実施内容（実施時間、実施回数等）からすると、必ずしも十分とはいえない。
- 試行による録音・録画は、供述の任意性、信用性等の判断に有用な証拠となり得るとともに、取調べの適正確保に資するものであるといえる。
- 他方で、結果として取調べの機能に影響を及ぼす場合があることが認められる。また、取調べ官自身の経験不足や録音・録画機器の整備等が不十分であるなどの問題が明らかとなった。
- 知的障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画は、事件の内容、証拠関係、被疑者の特性や精神的負担、供述に与え得る影響等を考慮して、実施の判断をすることが適当である。

### 5 今後の方針

【同39頁】

裁判員裁判対象事件と同様、一層積極的に試行に取り組み、できるだけ多くの捜査員が経験を積み重ねる必要がある。また、心理学的知見に基づき、取調べ技術の高度化を図っていく必要がある。

(※ 別紙省略)

## 1 趣旨

告訴・告発については、被害者・国民の立場に立った迅速・的確な対応を実現するため、長官通達の中で、「警察改革の精神」の徹底のために実現すべき施策」の1つとして取組の強化が指示された。そこで、一括した専務部門の窓口を設け、必要に応じて、聴取・検討を直ちに行い、迅速に受理するとともに、警察本部において、相談段階から、個別の案件ごとに、指導・管理を徹底することとした。

## 2 体制整備の概要

### (1) 「警察署告訴・告発センター」等の設置

警察署に「警察署告訴・告発センター」等を設置し、事件担当課の警視又は警部クラスの警察官を対応責任者に、事件担当課の警部又は警部補クラスを対応担当者に指定。

### (2) 「本部告訴・告発センター」等の設置

警察本部に「本部告訴・告発センター」等を設置し、専務部門の警視クラスを責任者に、専務部門の警部クラスを対応担当者に配置又は指定。

## 3 指導・管理の強化の概要

### (1) 「警察署告訴・告発センター」等からの報告

「警察署告訴告発センター」等は、警察署が取り扱う告訴・告発の相談、受理、捜査状況等を把握し、その状況を「本部事件担当課」を経由して、「本部告訴・告発センター」等へ報告する。

### (2) 「本部告訴・告発センター」等による指導・管理

警察署に対し、告訴・告発の受理の可否、未処理事件の解消等に必要一般的な指示・指導・管理を行う。

### (3) 「本部事件担当課」による指導・管理

「警察署事件担当課」が取り扱う告訴・告発について、個別の案件ごとに処理方針、事件捜査について指導・管理する。未処理事件、複雑な事件がある場合は、捜査員を応援派遣するなどして事件捜査に当たる。

## 4 相談業務との関係

告訴・告発に係る相談があった場合、「警察署告訴・告発センター」等のもとより、総警務部門でも一元管理する（予定）。

## 1 趣旨・経緯

- (1) 捜査特別報奨金制度については、平成19年4月に導入されて以降、積極的な運用を図ってきた結果、これまでに3事件で国民からの情報提供により被疑者が検挙されるなど、一定の効果が見られるところ。
- (2) 一方、捜査特別報奨金取扱要綱上、指名手配がなされている事件以外の事件については、殺人等、被害者の生命・身体に重大な損害を及ぼした犯罪でなければ本制度の対象とはならず、悪質、巧妙化する犯罪に的確に対応することができない状況にある。
- (3) そこで、本制度の活用を更に実効あるものとすべく、対象事件の拡大その他所要の改正を行うもの。

## 2 主な改正内容

### (1) 対象事件の拡大

これまで、「殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐その他被害者の生命・身体に重大な損害を及ぼした犯罪」に限られていた対象事件について、「脅迫その他の方法により、公務又は事業活動の遂行に重大な支障を及ぼした事件」を追加し、対象事件の範囲を拡大する。

### (2) 支払除外事由の整理

報奨金の支払対象から除外すべきか否かは、具体的な事案ごとに個別に検討する必要があることから、その趣旨がより明確となるよう、規定の書き振りを整理する。

## 3 施行

平成24年12月7日

## 1 発生日時

平成24年12月2日（日）午前8時3分ころ  
（午前8時3分 110番通報により認知）

## 2 発生場所

山梨県大月市 中央自動車道上り車線 笹子トンネル内

## 3 死傷者

- (1) 死者9名（男性5名、女性4名）
- (2) 負傷者2名（ともに女性）

## 4 事案の概要

笹子トンネル内の天井が崩落し、走行中の車両が崩落した天井の下敷きになり車両火災が発生するなどし、9名が死亡したほか、2名が負傷したものの。

## 5 山梨県警察の対応

12月2日、本部長を長とする「中央自動車道笹子トンネルにおける崩落事故対策本部」を設置し、交通部高速道路交通警察隊、警備部機動隊等が消防と協力して救出救助活動を実施するとともに、関連情報の収集、関係機関との連絡等を実施した。

また、12月3日、刑事部長を長とする「中央自動車道笹子トンネルにおける崩落事故捜査本部」を設置し、現場の検証等を行うなどして、天井が崩落した原因等について、鋭意捜査中である。

## 6 交通対策等

## (1) 通行止め

- |      |   |       |             |
|------|---|-------|-------------|
| ・上り線 | 勝沼IC～大月JCT                              | 12月2日 | 08:05～10:00 |
|      | <small>いちのみやみさか</small><br>一宮御坂IC～大月JCT | 12月2日 | 10:00～      |
| ・下り線 | 大月JCT～勝沼IC                              | 12月2日 | 08:18～      |

## (2) 迂回措置

国道20号、137号及び139号を迂回路として推奨



### 1 事案の概要

平成24年11月21日(水)夜、東京都板橋区赤塚三丁目に所在する住宅内において、同所に居住する34歳女性が、胸部等を刺されて死亡しているのを帰宅した夫が発見し、警視庁において強盗殺人事件として捜査本部を設置して捜査中のもの。

### 2 被害者

住居 東京都板橋区

Aさん (当時34歳)

死因 多発肺・大動脈刺切による失血死の疑い

### 3 窃盗被疑者の逮捕

被害者のキャッシュカードを使用してATMから現金を引き出した男が浮上し、防犯カメラの映像等から同人を特定の上、窃盗(払出盗)で通常逮捕した。

住居 東京都板橋区

職業

氏名

(22歳)

※ 逮捕日 平成24年12月1日

逮捕種別 通常逮捕

逮捕罪名 窃盗(払出盗)

### 4 今後の捜査状況

3の窃盗事件の捜査を進めるとともに、強盗殺人事件についても事件の全容解明に向けた捜査を推進していく。

1 検挙状況（12月5日（公示翌日）現在）

1件1人（うち逮捕1人）

※ 前は公示翌日（平成21年8月19日）現在で3件3人（うち逮捕3人）である。

【検挙事件概要】

12月5日午前7時30分ころ、広島県東広島市河内町<sup>こうちちょう</sup>の掲示板に掲示された選挙運動用ポスター1枚を破棄して、選挙の自由を妨害したもの。  
（広島県）

2 警告状況（12月2日（公示前2日）現在）

12月2日現在、各都道府県警察が警告した件数は、1,178件であり、うち文書頒布違反が46件、文書掲示違反が1,111件である。

【公示前2日】

（単位：件）

区分 態様	今回（46回） （H24.12.2現在）	前回（45回） （H21.8.16現在）	増減
文書頒布	46	61	-15
文書掲示	1,111	2,038	-927
言論	12	28	-16
その他	9	39	-30
合計	1,178	2,166	-988

（注）今回及び前回の件数は、いずれも公示前2日現在のもの。

【解散～公示前2日比】

（単位：件）

区分 態様	今回（46回） （H24.12.2現在） 解散後17日	前回（45回） （H21.8.16現在） 解散後27日	増減
文書頒布	43	49	-6
文書掲示	782	690	92
言論	12	17	-5
その他	9	20	-11
合計	846	776	70

（注）今回及び前回の件数は、いずれも解散日（46回：平成24年11月16日、45回：平成21年7月21日）から公示前2日現在までのもの。

### 1 北朝鮮の動向

- 12月1日午後5時、北朝鮮の朝鮮宇宙空間技術委員会報道官は、「偉大な領導者金正日同志の遺訓を高く奉じて、我が国は、自らの力と技術によって製作した実用衛星を打ち上げることになる」との談話を発表。
- 同談話は、今回打ち上げる「<sup>カンミョンソン</sup>「光明星3」号2号機衛星」は「地球観測衛星」であり、「<sup>ピョナンブクトチヨルサン</sup>平安北道鉄山郡の西海衛星発射場から南方方向に12月10日から22日までの間に打ち上げられることになる」としている。
- 北朝鮮は、同日、「衛星」発射に関し、航空情報（ノータム）を発出したほか、国際海事機関（IMO）にも通報。

### 2 各国の反応

- 米国、韓国、ロシア等は、北朝鮮に対し国連安全保障理事会決議の遵守を求めるなど自制を要求。
- 中国は、北朝鮮に対する直接的な批判を避けつつ、宇宙空間の平和的利用権が国連安全保障理事会決議の制限を受けるという認識を表明。

### 3 政府の対応

- 12月1日、北朝鮮による「衛星」打ち上げ発表を受け、次のとおり総理指示を発出。
  - ① 関係各国と緊密に連携しつつ、関係省庁間で協力して情報の収集及び分析に万全を期すこと。
  - ② 米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係諸国と連携しつつ、北朝鮮が発射を行わないよう強く自制を求めること。
  - ③ 不測の事態にも備えるなど、国民の安心・安全の確保に万全を期すこと。
- 同日、関係省庁の局長級会議を開催。
- 同日、総理及び外務大臣等の関係閣僚による会合を開催。
- 同日、防衛大臣が破壊措置準備命令を発出。

### 4 警察の対応

- 警察庁では、外事課長を長とする警察庁対策室を中心に対応。
- 12月1日、各都道府県警察に対して、関連動向に関する情報収集の強化と国内重要施設等に対する警戒警備の徹底を指示。
- PAC-3の配備に伴う警戒警備を実施。石垣、宮古両島への沖縄県外府県警察からのNBC部隊等の特別派遣、沖縄県警察における即応態勢の確立等の事前対策を推進中。

## 1 被害状況（12月5日現在。以下同じ。）

死者：15,875人、行方不明者：2,744人、負傷者：6,114人

## 2 警備体制

- 都道府県警察から約105,400人の警察官を派遣。延べ約1,045,600人。
- 約4,300人体制で災害警備活動を実施中。
  - ・ 自県部隊：約3,840人（岩手、宮城、福島）
  - ・ 派遣部隊：約460人（福島のみ）

## 3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約27,600人	約36,800人	約41,000人	約105,400人
人・日(延べ)	約261,000人	約340,400人	約444,200人	約1,045,600人

## 4 主な災害警備活動等

## ○ 行方不明者の捜索活動等

- ・ 岩手県警察では約80人、宮城県警察では約100人、福島県警察では約50人の体制（3県警察とも自県体制のみ）で捜索活動を継続。
- ・ 岩手県警察では、11月7日から14日までの間、沿岸5警察署管内において海保と連携し、延べ約150人体制で捜索を実施。
- ・ 宮城県警察では、10月8日から石巻市長面地区において自治体等と連携し、重機3台、警察官10人体制による捜索を実施。
- ・ 福島県警察では、11月15日に海保、消防、県と連携し、約340人体制で捜索を実施。

## ○ 福島第一原子力発電所周辺における警察活動等

- ・ 特別警備隊等特別派遣部隊約460人体制で、警戒区域、計画的避難区域等における検問、警戒及び福島第一原子力発電所周辺における重点パトロール等を実施。
- ・ 12月10日午前0時をもって、大熊町（陸域）の警戒区域の解除及び避難指示区域の見直し（帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域）がなされる予定。これに伴い大熊町にバリケードが新設され、出入管理が行われることから、隣接する田村市で実施中の検問（ポイント7）を終了。
- ・ 特別警ら隊、第二特別警ら隊等による警戒・警ら活動、各自治体や除染業者の防犯パトロール隊等との合同パトロール、防犯カメラの運用等のほか、除染やインフラ復旧作業等の発注者に対し、受注業者に対する防犯指導を要請するなどの防犯対策を実施。

## ○ 身元確認

警察官約40人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,800体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約99%）。

5月以降、宮城、岩手及び福島各県警察において、御遺体の似顔絵（宮城：88体、岩手：15体、福島：2体）を作成して公表し、合計21体（宮城：20体、岩手：1体）の身元を確認した。

## ○ 防犯活動

仮設住宅の防犯対策を推進しているほか、被災地での犯罪を抑止するため、特別出向者を含む地元県警察による警戒・警ら活動を実施。

## 1 概要

アジア大洋州地域における各治安機関の間で、解析技術やサイバー犯罪捜査に係る知識・経験等を共有することにより、サイバー犯罪捜査技術力の向上を図ることを目的として開催するもの。

なお、今回は、先進的な取組を行う欧米治安機関や国内民間事業者等の専門家も参加し、講演や演習を実施する予定。

## 2 開催日・場所

- 平成24年12月12日（水）から14日（金）までの3日間
- 三田共用会議所 大会議室

## 3 参加者

次の国等から情報技術解析担当官やサイバー犯罪捜査官が参加\*

インド、インドネシア、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ、ニュージーランド、フィリピン、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、日本

※ サイバー犯罪対策等に係る技術情報の共有を目的として情報技術解析課で管理するサイバー犯罪技術情報ネットワークシステムの利用に加盟する国等が対象

## 4 会議内容

- 携帯電話機や不正プログラム等の解析技術に関する各国等の発表・討議
- 国際捜査及び官民連携に関する各国等の発表・討議
- 欧米治安機関による不正プログラム解析等の演習